

## 都立明治公園及び都立代々木公園整備計画 中間のまとめにあたって

平成 30 年 6 月 25 日及び平成 30 年 9 月 6 日に、東京都知事から、東京都公園審議会（以下「当審議会」という。）に「都立明治公園の整備計画について」及び「都立代々木公園の整備計画について」の諮問がありました。今回諮問のあった 2 公園の整備計画対象地は、いずれも皇居から赤坂御用邸を経て、神宮外苑、新宿御苑、明治神宮・代々木公園へ至る緑の東西軸上に位置し、一体的に計画された神宮内外苑に連続する都心における緑のネットワークの充実・強化を図る上で、要となる場所に当たります。緑の東西軸は、我が国の近代化、国際化の進展に応じて首都東京に計画的に築き上げられ、守り育てられてきた貴重な自然的・社会的基盤として、公民の垣根を越えた他の公園・緑地とリンクし、都心の緑のネットワーク形成に寄与し、周辺地域の環境の維持・保全や都民生活を支えきました。

今、この 2 公園の周辺地域は、都市再生の進行や第 32 回オリンピック競技大会及び東京 2020 パラリンピック競技大会の開催などを背景として、まちづくり活動や都市再生事業が盛んな地域です。今後、地区の様相が大きく変化すると見込まれる中で、回遊性の確保やみどりの充実など周辺地域の価値の向上に寄与する志向性をもって、各々の公園の魅力の向上と機能の充実・強化が求められています。

一方、都立公園は、これまで行政が設置、管理運営する主体でしたが、経済社会状況の変化により、公園施設の設え方、使い方に多様化、高度化、柔軟性が求められ、民間との連携・協働を一層深めていく必要があります。

国においても、平成 29 年に都市公園法の改正が行われ、公園の多機能性を最大限に発揮するため、民との連携を加速するなどの方向性が示されました。

2 つの公園では、このような時代の潮流を踏まえた上で、都民の価値観の多様化、ライフスタイルの変化に対応した、これまでにない質の高い公園づくりが求められています。

当審議会では、東京のみどりの骨格としてまちを成熟させてきた公園・緑地が、戦略的かつ主体的な民との連携により、民間のアイデアやノウハウを十分に引き出し、その魅力の向上と機能の充実・強化を通じて地域の価値を向上させていく、新たな都立公園像を提供できるよう、2 つの公園の整備計画について、従前の整備計画の枠組みを越えて中間のまとめを行いました。